

公 示 送 達

地方税法第20条の2第1項の規定により公告する。

下記の氏名欄の者の送達すべき下記書類は、当地方振興局に保管してありますから、受領してください。

令和8年8月13日

福島県北地方振興局長



記

| 氏 名 (名 称) | 文 書 の 種 類                                               | 整 理 番 号 |
|-----------|---------------------------------------------------------|---------|
| 畑中 雅志     | 福島県税条例施行規則第59条第2項の規定による書類<br>(個人県民税・市町村民税・森林環境税徴収引継通知書) | 213353  |
|           |                                                         |         |
|           |                                                         |         |
|           |                                                         |         |
|           |                                                         |         |
|           |                                                         |         |
|           |                                                         |         |

上記の書類を受領しないときは、地方税法20条の2第3項の規定により、令和8年8月20日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。